

## 3.2 財源の確保(補助事業の活用)

### 地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費(仮称)」を計上し、脱炭素化推進事業費(仮称)を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

#### 1. 脱炭素化推進事業費(仮称)の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う  
公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業  
(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、  
省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで  
(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業費(仮称)

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

#### 2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業費(仮称)と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業等)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機関の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

#### 3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:30団体)

14

23

令和5年度地方財政対策の概要(総務省自治財政局、令和4年12月23日)

## 3.2 財源の確保(補助事業の活用)

### 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和5年度予算(案) 800百万円(800百万円)】 環境省

【令和4年度第2次補正予算額 2,200百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能な地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネ促進区域の設定、再エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定、意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、公共施設等への太陽光発電設備その他の再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施、運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

4. 事業イメージ

#### 2050年カーボンニュートラルの実現



(1) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

(2) 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業

(3) 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■ 事業形態 (1)間接補助(定率・上限設定あり)(2)(3)委託事業

■ 補助・委託対象 (1)(2)地方公共団体、(3)民間事業者・団体等

■ 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(1)①は令和4年度～、(2)②は令和4年度～、(3)③は令和5年度～、(2)③は令和5年度～、(3)②③は令和5年度～

お問い合わせ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当事務室 電話：03-5521-9109

令和5年度予算 及び 令和4年度補正予算 脱炭素化事業一覧(環境省)

24